

技術検定の種目及び技術について

主任(監理)技術者の職務と技術検定で対象とする技術

【建設業法】

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の三 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の**施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理**及び当該建設工事の**施工に従事する者の技術上の指導監督**の職務を誠実に行わなければならない。

【建設業法施行令】

(技術検定の種目等)

第二十七条の三 法第二十七条第一項の規定による技術検定は、次の表の検定種目の欄に掲げる種目について、同表の検定技術の欄に掲げる技術を対象として行う。

検定種目	検定技術
建設機械施工	建設工事の実施に当たり、建設機械を適確に操作するとともに、建設機械の運用を統一かつ能率的に行うために必要な技術
土木施工管理	土木一式工事の実施に当たり、その 施工計画の作成及び当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理 を適確に行うために必要な技術
建築施工管理	建築一式工事の実施に当たり、その 施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理 を適確に行うために必要な技術
電気工事 施工管理	電気工事の実施に当たり、その 施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理 を適確に行うために必要な技術
管工事 施工管理	管工事の実施に当たり、その 施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理 を適確に行うために必要な技術
造園施工管理	造園工事の実施に当たり、その 施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等工事の施工の管理 を適確に行うために必要な技術

電気通信工事の技術検定で対象とする技術

- 電気通信工事の技術検定で対象とする技術（検定技術）についても、既存の他の種目と同様の内容としてはどうか。
- 電気通信工事において、特段、配慮すべき事項はあるか。

検定種目	検定技術
電気工事 施工管理	電気工事の実施に当たり、その 施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等 工事の施工の管理を 適確に行うために必要な技術
電気通信工事 施工管理	電気通信工事 の実施に当たり、その 施工計画及び施工図の作成並びに当該工事の工程管理、品質管理、安全管理等 工事の施工の管理を 適確に行うために必要な技術